

第14回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成23年2月8日(火) 午後1時30分～3時30分
場 所 県庁第21会議室

1. 開 会

2. 審 議

- (1) 次期中期計画について
- (2) その他

3. 閉 会

〔配付資料〕

- 資料1 次期中期計画案(本文)
- 資料2 次期中期目標、中期計画案の対比表
- 資料3 今期中期計画、次期中期計画案の対比表
- 資料4 今期中期計画期間の業務実績(数値目標)の推移
- 資料5 H23年度評価委員会業務及びスケジュール(素案)

<出席者名簿>

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名
委員長	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長
委員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	理事・名誉教授
委員	和木 幸雄	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社	監査役

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名
山本 誠	企画管理部長
山田 強	企画管理部企画室長
濱本 修	企画管理部総務室長補佐
石破 徹	企画管理部企画室長補佐
加藤 明	企画管理部企画室企画員
梅林 志浩	企画管理部企画室企画員

【事務局(鳥取県)】

氏名	役職名
山根 淳史	商工労働部長
広瀬 龍一	商工労働部産業振興総室産学金官連携室長
小谷 博之	商工労働部産業振興総室産学金官連携室研究開発担当副主幹

地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター

中期計画（第2期）（案）

平成23年1月31日

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期中期計画期間においては、技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する技術支援を実施してきた。

引き続き、第2期中期計画では、持続性のある安定した経済成長の実現を目指して策定された「鳥取県経済成長戦略」等の県の重要な産業施策と連携し、エコカー関連産業、太陽光発電関連産業、バイオ・健康食品関連産業及びLED等次世代デバイス関連産業の振興や農商工連携による地域産業振興などにおいて、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援、研究成果の移転や人材育成等、産業技術面での支援を行う。

なお、事業実施に当たっては、労働安全衛生の管理や環境管理等の法令遵守を徹底し、技術支援業務と研究開発業務のバランスに留意しながら、中期計画の数値目標の達成と質的向上に向け計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努める。

さらに、センターは、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行いながら、以上の取り組みを通じて、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県産業振興の一翼を担う。

I 中期計画の期間

第2期中期計画の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 技術支援等の機能の強化

県内企業が、自立化、高収益化を目指して、新たな製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、センターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能を継続的に発揮する。

なお、企業への支援サービスの実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも、技術支援の基礎となる研究開発や、技術支援と研究成果による新事業創出への支援、次世代の企業の発展に資する産業人材育成も継続的に進めるなど、企業ニーズの動向に応じた重点分野の研究開発の集中的な実施と、技術支援等への経営資源の投入のバランスを考慮する。

(1) 技術支援（技術相談・現地支援）

企業ニーズの高い「技術支援（技術相談・現地支援、依頼試験、機器設備の開放）」について、技術的な課題が解決に至るまでの継続的な技術相談の実施、現場の生産ライン等での現地支援の実施、計画的な整備による機器の開放や依頼分析、研究成果の活用など県内企業の技術的課題に的確に対応できるものとする。

① 技術相談・現地支援

県内の企業等からの技術相談に対して、センター職員の技術・ノウハウ等の専門的知識を活かした的確な対応に努め、中期計画期間中に26,000件を目標に技術相談に応じるとともに、必要に応じて職員が現地に出向き、企業現場でのよりきめ細かな支援を行う。

② 技術支援内容のデータベース化

第1期中期目標期間から蓄積している技術支援内容について、技術支援データベース化に取り組む。

③ 企業ニーズの調査

技術支援等の実効性の検証を行うとともに、よりの確な支援を実施するため、製造業に関連する県内企業を対象として、質的視点を含めた2年毎のアンケート調査を行う。

(2) 試験・分析（依頼試験・分析、機器設備開放）

① 依頼試験・分析

県内の企業等が行う研究開発、生産中の製品評価やユーザーのクレーム対策等に、的確に対応できるよう迅速かつ正確な試験を企業等の依頼により実施する。

② 機器設備の開放

県内の企業等が行う研究開発中の試作品、生産中の製品評価等に的確に対応できるよう、できるかぎり広く機器設備を開放することとし、中期計画期間中に52,000時間（又は件数記載）を目標に機器設備の開放を実施する。

ア 保有機器の高度化

企業ニーズや有害物質規制等の社会ニーズに対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、国等の外部資金も活用して計画的に導入し、高度化を図る。

イ 保有機器の保守整備

保有する試験・分析・測定機器は、常に正常な状態で使用できるよう保守整備を実施する。老朽化等により試験分析精度等の確保が困難な機器については、更新・改修に努める。

③ 利便性の向上

サービス提供時間の拡大や技術スタッフの配置により、利用企業の利便性の向上を図る。

④ 他の技術支援機関との連携

他の技術支援機関と連携し、県内企業の利便性に配慮しながら試験・分析業務の効率化を図る。

(3) 研究開発

研究開発については、企業ニーズや県等の施策、市場動向等を的確に把握し、実用化・製品化を目指した研究を、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野について推進する。

また、企業等の要請に基づく受託研究や共同研究に積極的に取り組む。

テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行う。

研究開発の成果については、知的財産権の取得や県内企業の新製品の開発や新規分野の開拓に資するよう活用を努める。

① 研究テーマの設定と実施

ア 研究テーマの設定

(ア) 研究テーマの設定に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握し、短期的な技術移転や中長期的な事業展開に繋がる観点で、研究テーマの選択と重点化を図る。

(イ) 企業等からの緊急の要請や社会情勢等の急激な変化に対して、年度中途であっても研究テーマの見直しや新たなテーマ設定をする等、柔軟に対応する。

イ 研究の実施

将来の実用化に繋がるシーズ研究や企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を次の分野について重点的に実施するとともに、県内企業との受託研究や共同研究に積極的に取り組む。

② シーズ・実用化研究

将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。

a. 情報・電子応用技術に関する分野

製造工程の効率化を目的としたネットワーク技術の開発研究、独自製品開発の基礎となる組込み技術の開発研究など、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。

b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野

県産バイオマスの有効変換技術に関する研究などの地域資源を活用した研究及び電気・電子製品等に用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。

c. 県内産業の高付加価値化に資する製品デザイン技術に関する分野

日本の成熟社会に適した価値創造の商品づくり・地域ブランド創出を目指した製品デザインの試作・研究開発を行う。

d. 加工技術、計測技術及びシステム化技術の高度化に関する分野

精密部品などの高付加価値部品の生産技術に関する研究など、形状の精密化、機能の高度化、生産性の向上が求められる各種製品開発に対応するため、精密加工技術、高精度計測技術及び高性能システム化技術の高度化を目指した研究開発を行う。

e. 無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術に関する分野

金属等無機材料の高機能化のための表面改質等に関する研究や水力等を活用したエネルギーに関する研究、未利用資源の活用を図るためのリサイクルに関する研究など、無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術の高度化を目指した研究開発を行う。

f. 地域資源の活用食品に関する分野

県内で生産される特徴ある農・林・畜・水産地域資源の高付加価値化を目指した食品の開発及び高品質化に関する研究開発を行う。

g. 機能性食品・素材の高付加価値化に関する分野

未利用資源・地域資源に含まれる機能性成分の探索や解析を行い、動物実験や細胞による評価技術を応用して機能性食品・素材の開発及び付加価値を向上させるための研究開発を行う。

h. 発酵利用に関する分野

酵母や麹菌など自然界から収集したり、バイオ技術を用いて育種した有用微生物を活用して、県産農産物や未利用資源を原材料とした新しい清酒、ワイン、酢などの研究開発や発酵技術の工業利用に関する研究開発を行う。

③ 研究評価

- ア 実用化研究の評価は原則として、外部専門家で構成される「実用化研究評価委員会」による開始時評価、中間時評価、終了時評価とする。
- イ 共同研究、受託研究、シーズ研究の評価は原則として、センター役職員による開始時評価、中間時評価、終了時評価とするが、「実用化研究評価委員会」に報告することとし、評価の透明性を図る。
- ウ 実用化や製品化の有無等成果の活用、特許権等の取得件数、学術誌等への研究成果の発表状況なども評価対象とする。
- エ 評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。

④ 研究成果の普及と技術移転の促進

- ア 研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討を行い、知的財産権の戦略的な取得を図り、研究成果を保護するために中期計画期間中に10件を目標に特許を出願する。
- イ 中期計画期間中に11件を目標に企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。

⑤ 知的財産権の戦略的な取得と活用

研究開発等から派生した知的財産権を企業の研究や事業活動に効率的に活用できるよう技術支援を行う。

⑥ 知的財産権に関する関係機関との連携

知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携する。

(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、起業化支援室等の研究開発の場を提供する。また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、企業の製品開発などを支援する。

なお、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発への支援を強化し、特に、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、鳥取ブランドの全国展開に繋がりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組む。

① 場の提供

企業の研究開発に係る場の提供と技術支援を行うため、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を活用する。

② 成果普及・技術情報の提供

研究成果の普及、技術移転、新技術、産業動向等の情報提供を行うため、技術講習会・セミナー、研究発表会、研究会等を中期計画期間中に22回を目標に開催する。

③ 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化し、企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援する。

④ 新規事業の立ち上げに関する関係機関との連携

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組む。

(5) 積極的な広報活動

① 各種広報媒体等の活用等による技術情報の提供

ア 刊行物やホームページ等の各種広報媒体を活用し、研究成果や技術情報、センターの事業内容等の情報を提供する。

イ 産業支援機関の関連情報の提供や関係機関への紹介を行う。

② 広報活動の充実

ア センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、ホームページや各種媒体を積極的に活用してセンターのサービス内容等の広報活動を展開する。

イ 研究成果については、企業等に活用されるよう、学術誌等による研究成果の発表やセンター研究報告、ホームページなどを通じて公開する。

ウ 県内の企業、県民に対し、センターの活動内容を周知するため、中期計画期間中に77件を目標にプレスリリースを行う。

2 ものづくり人材の育成

センターの研究開発成果やこれまで培ってきた人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における高度専門人材育成など、技術の高度化に対応できる人材育成に取り組むとともに、国内外の技術動向に即応して企業の研究開発を進められる実践的な技術者の育成、また大学等からの研修生の積極的受入れに取り組む。

3 産学金官連携の推進

- ① 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。
- ② 国内外の大学、研究機関等の連携を図り、新規事業を目指す企業に効率的な技術支援を提供するためにコーディネート機能を強化する。
- ③ センター主導による各種事業や研究会を展開するとともに、新たな技術開発に係る産学金官連携のコーディネート機能を発揮する。
- ④ 鳥取・米子・境港の3施設の連携を基軸として、センターの持つ強みを発揮した共同研究を主導的に推進するなど、農林水産分野や環境関連分野など異分野の連携を強化する。
- ⑤ 知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自立性・機動性・透明性の高い業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うとともに、職員の能力や意欲の向上に繋がる取組みを推進する。

1 迅速かつ柔軟な業務運営

理事長のリーダーシップのもと、企業ニーズに基づく、より高度なサービスを提供するため、センターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応できる機動性・効率性の高い組織・運営体制を確立するとともに、業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定を行う。

また、技術支援の効果的な展開、共同研究の実施、外部競争的資金の獲得や高度産業人材育成など企業への技術支援等が円滑に行われるよう、産学金官連携のコーディネート機能を充実するとともに、県内企業への支援を拡大するため、広報機能の充実を図る。

① 組織運営の改善

ア 社会経済状況や企業ニーズの変化に、限られた経営資源（人材、資金）の中で弾力的に対応できるよう、組織体制の改善・整備など継続的な見直しを行う。

イ 企業が求めるサービス等、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術支援を実施するため、中期計画期間中に製造業者延べ2,000社を目標に訪問調査を実施する。

② 効率的な意思決定

ア センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進を行うため、役員会及び幹部会、運営会議等の内部会議を定期的を開催する。

イ 公正で効率的な意思決定を行うため、部局横断的な専門家チーム、専門委員会を組織する。

2 職員の能力開発

企業への技術支援能力や研究開発能力の向上のため、大学等への長期派遣研修や各種研修会への参加等を推進するとともに、資格の取得を奨励し、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成する。

また、職員の業務実績については、処遇に適切に反映されるよう、客観的な業務実績評価を行う。役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させる。

① 計画的な職員の能力開発

ア 大学、研究機関、行政機関、民間企業等へ職員を長期派遣し、職員のより一層の技術支援能力、研究開発能力、業務運営能力、組織管理能力の向上に資する。

イ 研究成果の学会発表、その他各種団体が実施する技術講習会・セミナーに参加し、研究開発能力の向上を図る。

ウ 業務に必要な資格や学位の取得などを奨励し、職員の資質向上に努める。

② 独自システムによる業績評価の実施

ア 職員の適性や能力についての認識を深め、自己研鑽に繋げることを目的として、職員の業務への取組状況や業務実績などを客観的な基準に基づく、公正で透明性の高い業績評価を実施し、また、制度の改善を図る。

イ 職員の業務実績評価の結果に基づき、昇給、勤勉手当の成績率等職員の処遇や人事配置に適正に反映する。

3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制

ものづくり分野の技術支援機関としての使命を果たすことが出来る経営基盤を確立するため、自己収入の確保や業務運営の効率化に基づく経費削減などを図る。

① 外部資金その他自己収入の確保

- ア 機器設備・施設の開放、依頼試験の利用状況、企業ニーズに基づく機器設備・試験のメニューの統廃合、新設などの利用者へのサービスの向上を図る。また、利用者への積極的な情報提供を行うとともに、適切な料金の設定を行って事業収入の確保に努める。
- イ 企業や大学等との連携により、科学研究費補助金等の競争的資金を獲得するなど、中期計画期間中に9件を目標に外部資金を活用し、運営費交付金以外の収入の確保に努める。
- ウ 県内の企業等との共同研究、受託研究を推進する。
- エ 研究機器等の整備に当たっては、国、その他の補助制度の活用により自己財源の負担をできるだけ軽減し、効率的なセンター機能の充実に努める。
- オ 特許権等の活用を図るため、特許権実施許諾契約の締結に努め、実施料等の収入の確保に努める。なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関連法令等に基づいて設定したルールを遵守する。

② 業務運営の効率化・経費抑制

- ア 効率的かつ迅速に業務を行うため事務手続きの簡素化等を進め、業務の効率化、迅速化を図り、併せて職員の負担軽減に努める。
- イ 限られた経営資源（人材、資金）を有効的かつ効率的に活用するため、業務内容や費用の効率性の点検を行い、施設管理、外部委託等の業務内容の見直しにより経費の抑制に努める。

IV 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して実施する業務については、「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。

なお、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置（臨時的経費及び人件費を除く。）については、無駄な経費の削減を行うとともに、業務に応じたインセンティブを確保して財務内容の改善に資するよう努める。

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

● 予算（人件費の見積りを含む。）

平成23年度～平成26年度 予算

● 収支計画

平成23年度～平成26年度 収支計画

● 資金計画

平成23年度～平成26年度 資金計画

2 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

325百万円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延や事故等の発生により、急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守及び社会貢献

公的試験研究機関としての使命を果たすため、職務執行に関する中立性と公平性を確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めるとともに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努める。また、法令遵守等に関して、確実な実施に向けた組織体制の整備を行う。

① センター職員は、職務の中立性と公平性を常に確保するため、地方公務員法を始めとする関連法令を遵守する。

② 職員の行動規範と社会的規範を確立するため、内部規律の策定、研究倫理調査委員会によるチェック等を行う。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事

項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図る。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開し、運営の透明化を図る。

- ① 企業等からの技術相談や企業への技術支援を通じて知り得た情報の守秘義務及び管理を徹底するとともに、鳥取県情報システム管理要綱に準じて、情報システム、電子媒体等を通じた情報漏洩を防止する。
- ② センターの事業内容や組織運営状況については、業務運営の透明性が確保されるよう、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職場環境の整備に当たっては、職員が安全で快適な職場環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、規程の整備や安全に関する研修等を通じ、職員の意識向上を図る。

- ① 各専門分野の職員からの意見等に基づいた適切な管理運営体制が構築できるよう、センター安全衛生委員会を定期的を開催する。
- ② 安全衛生に関する適切な措置を行うことができるよう、衛生推進者や作業主任者の配置や産業医の選任などを行う。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

グリーンマークやエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努めるとともに、予め定めた環境目標の達成に向けた継続的な見直しを実施し、取得済みのISO14001規格を遵守した業務運営を行う。

VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

センター機能の維持、向上のため、施設及び設備の計画的な整備を行う。なお、企業ニーズの変化や技術の進展等に伴って適宜見直す。

- (1) 各施設において、業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設、設備の必要性や老朽化等を考慮して、それらの整備・改修・更新を計画的に進める。
- (2) 当該計画に沿って、目的積立金及び鳥取県からの運営費補助金を活用するなど、計画的に整備・改修する。
- (3) 施設の有効利用や利用者の安全性の確保などに資するよう、老朽化等により不要となった機器・設備については適宜処分する。

(4) 相当の老朽化が進んでいる食品開発研究所（境港施設）をはじめ、機械素材研究所（米子施設）、電子・有機素材研究所（鳥取施設）を含めて、今後を見据えた抜本的な整備計画の検討に着手し、今中期計画期間中に整備方法の在り方を取りまとめる。

2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

現時点における具体的な譲渡等の計画はなし。なお、出資財産である鳥取、米子、境港の各施設について、施設の老朽化等に伴う技術支援、研究開発、新規事業支援等の機能への影響について、センターにおいて計画を策定する。

3 人事に関する計画

技術支援等の研究員・スタッフの確保や長期派遣研修等への参加によるセンターの機能の確保・向上や効率的な人員配置を行う。

(1) 基本的な方針

ア 研究員の全国公募による採用や職員OBの確保など、専門性の高い、企業ニーズの多様な技術課題に柔軟に対応可能な人材を育成・確保する。

イ 企業での経験を有する技術スタッフの任用など、人員・人件費の適切な管理、効率的かつ効果的な人員配置を行う。

(2) 人事に関する指標等

ア 必要に応じて目的積立金の積立てやその効率的な活用など、運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を行う。

イ 常勤職員については、人員の効率的な配置を行い、地方独立行政法人への移行時の職員数を超過しないようにする。

移行時の職員数 49人(研修派遣を除く職員)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
第2期中期目標（議会議決）・中期計画（案）対比表

平成23年1月31日

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標</p> <p>基本的な考え方</p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期中期目標期間においては、きめ細かな技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する支援機能を高め、鳥取県の産業振興への貢献に努めてきた。</p> <p>しかし、近年の世界的な景気低迷、厳しい雇用経済環境、少子高齢化の進展など、県内外の多くの企業は、依然厳しい状況に置かれており、国では、新成長戦略を策定し、新しい成長を目指す長期ビジョンとして、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国、ライフ・イノベーションによる健康大国等の戦略を打ち出している。</p> <p>鳥取県においても、厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響は著しく、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて、10年後の世界・日本経済の社会構造を見据え、本県の強み等を考慮し、8つの戦略的推進分野を推進する「鳥取県経済成長戦略」を策定し、県内産業を環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業など成長分野へ構造転換することとしている。</p> <p>第2期中期目標期間においては、同戦略等に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や人材育成等の一層の強化をセンターの目標とし、指示するものである。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、</p> <p>①限られた人数で最大の効果を上げるため、技術支援業務と研究開発業務のバランスを取り、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること</p> <p>②「コンプライアンス」と「環境への配慮」を踏まえた内部統制によって、絶えず管理体制を見直しつつ業務運営を行うこと</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期計画</p> <p>基本的な考え方</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期中期計画期間においては、技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する技術支援を実施してきた。</p> <p>引き続き、第2期中期計画では、持続性のある安定した経済成長の実現を目指して策定された「鳥取県経済成長戦略」等の県の重要な産業施策と連携し、エコカー関連産業、太陽光発電関連産業、バイオ・健康食品関連産業及びLED等次世代デバイス関連産業の振興や農工商連携による地域産業振興などにおいて、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援、研究成果の移転や人材育成等、産業技術面での支援を行う。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、労働安全衛生の管理や環境管理等の法令遵守を徹底し、技術支援業務と研究開発業務のバランスに留意しながら、中期計画の数値目標の達成と質的向上に向け計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努める。</p> <p>さらに、センターは、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行いながら、以上の取り組みを通じて、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県産業振興の一翼を担う。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>③中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、質の向上を図りながら計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努めなければならない。</p> <p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県から真に独立した組織により、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県の産業振興の一翼を担うことに努めなければならない。</p> <p>I 中期目標の期間</p> <p>第2期中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とすること。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 技術支援等の機能の強化</p> <p>技術支援等の機能の強化に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるよう、技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスを取り、県の産業活力の強化に繋がなければならない。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援）</p> <p>技術相談・現地支援について、企業ニーズの把握に努め、適切な相談・支援等を実施すること。職員の技術力向上や必要な分野の研究員の採用等によって企業への技術支援の対応力を強化すること。</p> <p>さらに、第1期中期目標期間から蓄積している技術支援内</p>	<p>I 中期計画の期間</p> <p>第2期中期計画の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 技術支援等の機能の強化</p> <p>県内企業が、自立化、高収益化を目指して、新たな製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、センターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能を継続的に発揮する。</p> <p>なお、企業への支援サービスの実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも、技術支援の基礎となる研究開発や、技術支援と研究成果による新事業創出への支援、次世代の企業の発展に資する産業人材育成も継続的に進めるなど、企業ニーズの動向に応じた重点分野の研究開発の集中的な実施と、技術支援等への経営資源の投入のバランスを考慮する。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援）</p> <p>企業ニーズの高い「技術支援（技術相談・現地支援、依頼試験、機器設備の開放）」について、技術的な課題が解決に至るまでの継続的な技術相談の実施、現場の生産ライン等での現地支援の実施、計画的な整備による機器の開放や依頼分析、研究成果の活用など県内企業の技術的課題に的</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>容のデータベース化にも取り組むこと。</p> <p>(2) 試験・分析（依頼試験・分析、機器設備開放）</p> <p>機器設備の計画的な整備と開放、試験・分析メニューの充実、サービス提供時間の拡大、技術スタッフの配置など、利用企業の利便性を向上させること。</p> <p>県内産業の活力強化に対応するため、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施するとともに、老朽化した機器設備、稼働率の低い機器設備については、その必要性を検討の上、適宜更新・処分を行うこと。</p> <p>また、引き続き、他の技術支援機関との連携による効率化を図ること。</p>	<p>確に対応できるものとする。</p> <p>①技術相談・現地支援</p> <p>県内の企業等からの技術相談に対して、センター職員の技術・ノウハウ等の専門的知識を活かした的確な対応に努め、中期計画期間中に26,000件を目標に技術相談に応じるとともに、必要に応じて職員が現地に出向き、企業現場でのよりきめ細かな支援を行う。</p> <p>②技術支援内容のデータベース化</p> <p>第1期中期目標期間から蓄積している技術支援内容について、技術支援データベース化に取り組む。</p> <p>③企業ニーズの調査</p> <p>技術支援等の実効性の検証を行うとともに、よりの確な支援を実施するため、製造業に関連する県内企業を対象として、<u>質的視点を含めた2年毎のアンケート調査</u>を行う。</p> <p>(2) 試験・分析（依頼試験・分析、機器設備開放）</p> <p>①依頼試験・分析</p> <p>県内の企業等が行う研究開発、生産中の製品評価やユーザーのクレーム対策等に、的確に対応できるよう迅速かつ正確な試験を企業等の依頼により実施する。</p> <p>②機器設備の開放</p> <p>県内の企業等が行う研究開発中の試作品、生産中の製品評価等に的確に対応できるよう、できるかぎり広く機器設備を開放することとし、中期計画期間中に52,000時間（又は件数記載）を目標に機器設備の開放を実施する。</p> <p>ア 保有機器の高度化</p> <p>企業ニーズや有害物質規制等の社会ニーズに対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、国等の外部資金も活用して計画的に導入し、高度化を図る。</p> <p>イ 保有機器の保守整備</p> <p>保有する試験・分析・測定機器は、常に正常な状態で使</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>(3) 研究開発</p> <p>共同研究や受託研究等の研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握した上で、企業の市場確保を常に意識して研究を推進する必要がある、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開に繋げる視点での戦略的な研究テーマを設定すること。</p> <p>また、鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的推進分野に位置付けられた、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野についても、センターとして取り組むこと。</p> <p>さらに、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施するため、重点的に実施するテーマや、ある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなど、絶えず見直ししながら取り組むこと。</p> <p>テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。</p> <p>技術移転の推進と研究成果の普及にあたっては、関係機関と連携しながら、研究成果を関係者に広く周知すること。</p> <p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。</p>	<p>用できるよう保守整備を実施する。老朽化等により試験分析精度等の確保が困難な機器については、更新・改修に努める。</p> <p>③利便性の向上</p> <p>サービス提供時間の拡大や技術スタッフの配置により、利用企業の利便性の向上を図る。</p> <p>④他の技術支援機関との連携</p> <p>他の技術支援機関と連携し、県内企業の利便性に配慮しながら試験・分析業務の効率化を図る。</p> <p>(3) 研究開発</p> <p>研究開発については、企業ニーズや県等の施策、市場動向等を的確に把握し、実用化・製品化を目指した研究を、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野について推進する。</p> <p>また、企業等の要請に基づく受託研究や共同研究に積極的に取り組む。</p> <p>テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行う。</p> <p>研究開発の成果については、知的財産権の取得や県内企業の新製品の開発や新規分野の開拓に資するよう活用に努める。</p> <p>① 研究テーマの設定と実施</p> <p>ア 研究テーマの設定</p> <p>(ア) 研究テーマの設定に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握し、短期的な技術移転や中長期的な事業展開に繋がる観点で、研究テーマの選択と重点化を図る。</p> <p>(イ) 企業等からの緊急の要請や社会情勢等の急激な変化に対して、年度中途であっても研究テーマの見直しや新たなテーマ設定をする等、柔軟に対応する。</p> <p>イ 研究の実施</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>また、知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携すること。</p>	<p>将来の実用化に繋がるシーズ研究や企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を次の分野について重点的に実施するとともに、県内企業との受託研究や共同研究に積極的に取り組む。</p> <p>② シーズ・実用化研究</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。</p> <p>a. 情報・電子応用技術に関する分野</p> <p>製造工程の効率化を目的としたネットワーク技術の開発研究、独自製品開発の基礎となる組み込み技術の開発研究など、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野</p> <p>県産バイオマスの有効変換技術に関する研究などの地域資源を活用した研究及び電気・電子製品等に用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>c. 県内産業の高付加価値化に資する製品デザイン技術に関する分野</p> <p>日本の成熟社会に適した価値創造の商品づくり・地域ブランド創出を目指した製品デザインの試作・研究開発を行う。</p> <p>d. 加工技術、計測技術及びシステム化技術の高度化に関する分野</p> <p>精密部品などの高付加価値部品の生産技術に関する研究など、形状の精密化、機能の高度化、生産性の向上が求められる各種製品開発に対応するため、精密加工技術、高精度計測技術及び高性能システム化技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>e. 無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術に関する分野</p> <p>金属等無機材料の高機能化のための表面改質等に関する</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
	<p>研究や水力等を活用したエネルギーに関する研究、未利用資源の活用を図るためのリサイクルに関する研究など、無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>f. 地域資源の活用食品に関する分野 県内で生産される特徴ある農・林・畜・水産地域資源の高付加価値化を目指した食品の開発及び高品質化に関する研究開発を行う。</p> <p>g. 機能性食品・素材の高付加価値化に関する分野 未利用資源・地域資源に含まれる機能性成分の探索や解析を行い、動物実験や細胞による評価技術を応用して機能性食品・素材の開発及び付加価値を向上させるための研究開発を行う。</p> <p>h. 発酵利用に関する分野 酵母や麹菌など自然界から収集したり、バイオ技術を用いて育種した有用微生物を活用して、県産農産物や未利用資源を原材料とした新しい清酒、ワイン、酢などの研究開発や発酵技術の工業利用に関する研究開発を行う。</p> <p>③ 研究評価</p> <p>ア 実用化研究の評価は原則として、外部専門家で構成される「実用化研究評価委員会」による開始時評価、中間時評価、終了時評価とする。</p> <p>イ 共同研究、受託研究、シーズ研究の評価は原則として、センター役職員による開始時評価、中間時評価、終了時評価とするが、「実用化研究評価委員会」に報告することとし、評価の透明性を図る。</p> <p>ウ 実用化や製品化の有無等成果の活用、特許権等の取得件数、学術誌等への研究成果の発表状況なども評価対象とする。</p> <p>エ 評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p> <p>④ 研究成果の普及と技術移転の促進</p> <p>ア 研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施するとともに、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組むこと。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p> <p>企業における研究開発成果の実用化を支援するため、関係機関と連携して市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化するとともに、地域資源を有効活用するなどして、全国展開にも繋がる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>交えて検討を行い、知的財産権の戦略的な取得を図り、研究成果を保護するために中期計画期間中に10件を目標に特許を出願する。</p> <p>イ 中期計画期間中に11件を目標に企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。</p> <p>⑤知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <p>研究開発等から派生した知的財産権を企業の研究や事業活動に効率的に活用できるよう技術支援を行う。</p> <p>⑥知的財産権に関する関係機関との連携</p> <p>知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携する。</p> <p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、起業化支援室等の研究開発の場を提供する。また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、企業の製品開発などを支援する。</p> <p>なお、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発への支援を強化し、特に、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、鳥取ブランドの全国展開に繋がりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組む。</p> <p>①場の提供</p> <p>企業の研究開発に係る場の提供と技術支援を行うため、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を活用する。</p> <p>②成果普及・技術情報の提供</p> <p>研究成果の普及、技術移転、新技術、産業動向等の情報提供を行うため、技術講習会・セミナー、研究発表会、研究会等を中期計画期間中に22回を目標に開催する。</p> <p>③県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p> <p>鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化し、企業における市場競争力を有する製品開</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>(5) 積極的な広報活動</p> <p>ホームページや各種広報媒体を積極的に活用し、研究開発成果や最新の技術情報、センターの事業内容等の情報を提供することにより、企業の製品開発及び生産活動を支援し、センター利用実績のない企業等の利用拡大を促進すること。</p> <p>2 ものづくり人材の育成</p> <p>第1期中期目標期間において策定した産業人材育成戦略に基づき、これまでに培ってきた産業人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材の育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材の育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。</p> <p>3 産学金官連携の推進</p> <p>競争的資金の獲得や技術支援の効果的な展開に必要なコー</p>	<p>発を商品企画段階から支援する。</p> <p>④新規事業の立ち上げに関する関係機関との連携</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組む。</p> <p>(5) 積極的な広報活動</p> <p>①各種広報媒体等の活用等による技術情報の提供</p> <p>ア 刊行物やホームページ等の各種広報媒体を活用し、研究成果や技術情報、センターの事業内容等の情報を提供する。</p> <p>イ 産業支援機関の関連情報の提供や関係機関への紹介を行う。</p> <p>②広報活動の充実</p> <p>ア センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、ホームページや各種媒体を積極的に活用してセンターのサービス内容等の広報活動を展開する。</p> <p>イ 研究成果については、企業等に活用されるよう、学術誌等による研究成果の発表やセンター研究報告、ホームページなどを通じて公開する。</p> <p>ウ 県内の企業、県民に対し、センターの活動内容を周知するため、中期計画期間中に77件を目標にプレスリリースを行う。</p> <p>2 ものづくり人材の育成</p> <p>センターの研究開発成果やこれまで培ってきた人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における高度専門人材育成など、技術の高度化に対応できる人材育成に取り組むとともに、国内外の技術動向に即応して企業の研究開発を進められる実践的な技術者の育成、また大学等からの研修生の積極的受入れに取り組む。</p> <p>3 産学金官連携の推進</p> <p>① 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>ディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など、産業の自立化・高付加価値化に繋がる企業支援の達成に向けて、「産学金官連携」を強化すること。</p>	<p>援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。</p> <p>② 国内外の大学、研究機関等の連携を図り、新規事業を目指す企業に効率的な技術支援を提供するためにコーディネート機能を強化する。</p> <p>③ センター主導による各種事業や研究会を展開するとともに、新たな技術開発に係る産学金官連携のコーディネート機能を発揮する。</p> <p>④ 鳥取・米子・境港の3施設の連携を基軸として、センターの持つ強みを発揮した共同研究を主導的に推進するなど、農林水産分野や環境関連分野など異分野の連携を強化する。</p> <p>⑤ 知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p>
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営</p> <p>理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。</p> <p>また、管理体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、資金や人材等の経営資源を重点的に投入すること。</p> <p>業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターが取り組む目標や職員の認識の共有化を図るとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自立性・機動性・透明性の高い業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うとともに、職員の能力や意欲の向上に繋がる取組みを推進する。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営</p> <p>理事長のリーダーシップのもと、企業ニーズに基づく、より高度なサービスを提供するため、センターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応できる機動性・効率性の高い組織・運営体制を確立するとともに、業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定を行う。</p> <p>また、技術支援の効果的な展開、共同研究の実施、外部競争的資金の獲得や高度産業人材育成など企業への技術支援等が円滑に行われるよう、産学金官連携のコーディネート機能を充実するとともに、県内企業への支援を拡大する</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>2 職員の能力開発</p> <p>職員の能力開発に当たっては、センターが策定した人材育成プログラムに基づき、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。なお、能力開発を意識し、若手研究員が取り組むテーマ設定を行うとともに、国の研究機関や大学等への派遣を活用すること。</p> <p>また、センターが策定した個人業績評価システムに基づき、客観性・透明性の高い業績評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、人員配置等に反映させること。</p> <p>役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。</p>	<p>ため、広報機能の充実を図る。</p> <p>①組織運営の改善</p> <p>ア 社会経済状況や企業ニーズの変化に、限られた経営資源（人材、資金）の中で弾力的に対応できるよう、組織体制の改善・整備など継続的な見直しを行う。</p> <p>イ 企業が求めるサービス等、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術支援を実施するため、中期計画期間中に製造業者延べ2,000社を目標に訪問調査を実施する。</p> <p>②効率的な意思決定</p> <p>ア センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進を行うため、役員会及び幹部会、運営会議等の内部会議を定期的に開催する。</p> <p>イ 公正で効率的な意思決定を行うため、部局横断的な専門家チーム、専門委員会を組織する。</p> <p>2 職員の能力開発</p> <p>企業への技術支援能力や研究開発能力の向上のため、大学等への長期派遣研修や各種研修会への参加等を推進するとともに、資格の取得を奨励し、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成する。</p> <p>また、職員の業務実績については、処遇に適切に反映されるよう、客観的な業務実績評価を行う。役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させる。</p> <p>① 計画的な職員の能力開発</p> <p>ア 大学、研究機関、行政機関、民間企業等へ職員を長期派遣し、職員のより一層の技術支援能力、研究開発能力、業務運営能力、組織管理能力の向上に資する。</p> <p>イ 研究成果の学会発表、その他各種団体が実施する技術講習会・セミナーに参加し、研究開発能力の向上を図る。</p> <p>ウ 業務に必要な資格や学位の取得などを奨励し、職員の資質向上に努める。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制</p> <p>企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、機器設備・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努めること。</p> <p>なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って経費抑制を行うこと。</p> <p>また、業務の電子化など事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。</p> <p>なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p>	<p>② 独自システムによる業績評価の実施</p> <p>ア 職員の適性や能力についての認識を深め、自己研鑽に繋げることを目的として、職員の業務への取組状況や業務実績などを客観的な基準に基づく、公正で透明性の高い業績評価を実施し、また、制度の改善を図る。</p> <p>イ 職員の業務実績評価の結果に基づき、昇給、勤勉手当の成績率等職員の処遇や人事配置に適正に反映する。</p> <p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制</p> <p>ものづくり分野の技術支援機関としての使命を果たすことが出来る経営基盤を確立するため、自己収入の確保や業務運営の効率化に基づく経費削減などを図る。</p> <p>① 外部資金その他自己収入の確保</p> <p>ア 機器設備・施設の開放、依頼試験の利用状況、企業ニーズに基づく機器設備・試験のメニューの統廃合、新設などの利用者へのサービスの向上を図る。また、利用者への積極的な情報提供を行うとともに、適切な料金の設定を行って事業収入の確保に努める。</p> <p>イ 企業や大学等との連携により、科学研究費補助金等の競争的資金を獲得するなど、中期計画期間中に9件を目標に外部資金を活用し、運営費交付金以外の収入の確保に努める。</p> <p>ウ 県内の企業等との共同研究、受託研究を推進する。</p> <p>エ 研究機器等の整備に当たっては、国、その他の補助制度の活用により自己財源の負担をできるだけ軽減し、効率的なセンター機能の充実に努める。</p> <p>オ 特許権等の活用を図るため、特許権実施許諾契約の締結に努め、実施料等の収入の確保に努める。なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関連法令等に基づいて設定したルールを遵守する。</p> <p>② 業務運営の効率化・経費抑制</p> <p>ア 効率的かつ迅速に業務を行うため事務手続きの簡素化等を進め、業務の効率化、迅速化を図り、併せて職員の負担軽減に努める。</p> <p>イ 限られた経営資源（人材、資金）を有効かつ効率的に活用するため、業務内容や費用の効率性の点検を行</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務については、「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。</p> <p>なお、センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。</p>	<p>い、施設管理、外部委託等の業務内容の見直しにより経費の抑制に努める。</p> <p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務については、「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。</p> <p>なお、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置（臨時的経費及び人件費を除く。）については、無駄な経費の削減を行うとともに、業務に応じたインセンティブを確保して財務内容の改善に資するよう努める。</p> <p>1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算（人件費の見積りを含む。） 平成23年度～平成26年度 予算 ● 収支計画 平成23年度～平成26年度 収支計画 ● 資金計画 平成23年度～平成26年度 資金計画 <p>2 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 325百万円</p> <p>(2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延や事故等の発生により、急に必要となる対策費として借入れすることを想定する。</p> <p>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし</p> <p>4 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当す</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献</p> <p>法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。</p> <p>また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。</p> <p>さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底</p> <p>個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た事項の管理を徹底するとともに、特に電子媒体等を通じた情報の漏洩がないよう確実な防止対策に取り組むこと。</p> <p>また、情報公開関連法令等に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底</p> <p>職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事でき</p>	<p>る。</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献</p> <p>公的試験研究機関としての使命を果たすため、職務執行に関する中立性と公平性を確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めるとともに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努める。</p> <p>また、法令遵守等に関して、確実な実施に向けた組織体制の整備を行う。</p> <p>① センター職員は、職務の中立性と公平性を常に確保するため、地方公務員法を始めとする関連法令を遵守する。</p> <p>② 職員の行動規範と社会的規範を確立するため、内部規律の策定、研究倫理調査委員会によるチェック等を行う。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底</p> <p>個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図る。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開し、運営の透明化を図る。</p> <p>① 企業等からの技術相談や企業への技術支援を通じて知り得た情報の守秘義務及び管理を徹底するとともに、鳥取県情報システム管理要綱に準じて、情報システム、電子媒体等を通じた情報漏洩を防止する。</p> <p>② センターの事業内容や組織運営状況については、業務運営の透明性が確保されるよう、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底</p> <p>職場環境の整備に当たっては、職員が安全で快適な職場</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>るよう、十分に配慮すること。</p> <p>また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p> <p>業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、ISO14001規格を遵守するなど、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。</p>	<p>環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、規程の整備や安全に関する研修等を通じ、職員の意識向上を図る。</p> <p>① 各専門分野の職員からの意見等に基づいた適切な管理運営体制が構築できるよう、センター安全衛生委員会を定期的に開催する。</p> <p>② 安全衛生に関する適切な措置を行うことができるよう、衛生推進者や作業主任者の配置や産業医の選任などを行う。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p> <p>グリーンマークやエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努めるとともに、予め定めた環境目標の達成に向けた継続的な見直しを実施し、取得済みのISO14001規格を遵守した業務運営を行う。</p> <p>VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>センター機能の維持、向上のため、施設及び設備の計画的な整備を行う。なお、企業ニーズの変化や技術の進展等に伴って適宜見直す。</p> <p>(1) 各施設において、業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設、設備の必要性や老朽化等を考慮して、それらの整備・改修・更新を計画的に進める。</p> <p>(2) 当該計画に沿って、目的積立金及び鳥取県からの運営費補助金を活用するなど、計画的に整備・改修する。</p> <p>(3) 施設の有効利用や利用者の安全性の確保などに資するよう、老朽化等により不要となった機器・設備については適宜処分する。</p> <p>(4) 相当の老朽化が進んでいる食品開発研究所（境港施設）をはじめ、機械素材研究所（米子施設）、電子・有機素材研究所（鳥取施設）を含めて、今後を見据えた抜本的な整備計画の検討に着手し、今中期計画期間中に整備方法の在り方を取りまとめる。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
	<p>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点における具体的な譲渡等の計画はなし。なお、出資財産である鳥取、米子、境港の各施設について、施設の老朽化等に伴う技術支援、研究開発、新規事業支援等の機能への影響について、センターにおいて計画を策定する。</p> <p>3 人事に関する計画 技術支援等の研究員・スタッフの確保や長期派遣研修等への参加によるセンターの機能の確保・向上や効率的な人員配置を行う。</p> <p>(1) 基本的な方針 ア 研究員の全国公募による採用や職員OBの確保など、専門性の高い、企業ニーズの多様な技術課題に柔軟に対応可能な人材を育成・確保する。 イ 企業での経験を有する技術スタッフの任用など、人員・人件費の適切な管理、効率的かつ効果的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人事に関する指標等 ア 必要に応じて目的積立金の積立てやその効率的な活用など、運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を行う。 イ 常勤職員については、人員の効率的な配置を行い、地方独立行政法人への移行時の職員数を超過しないようにする。</p> <p>移行時の職員数 49人(研修派遣を除く職員)</p>

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
第1期、第2期中期計画 対比表

平成23年1月31日

第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期計画</p> <p>基本的な考え方</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。（センター定款）</p> <p>センターは特に、県民・企業に対して提供するサービス等の質的向上を図るため、産業の「自立化・高付加価値化」の促進に向けた技術支援等の機能強化に努めるとともに、実践的産業人材の戦略的育成を担う。さらに、知的財産権の戦略的な取得・活用及び県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能を強化する。</p> <p>センターの業務実施に当たっては、理事長のリーダーシップの下、適宜数値目標を掲げて迅速かつ柔軟に取り組み、業務運営の改善を図りながら、新事業創出に向けた「産学官連携」を強化するとともに、独自の業績評価システムを確立する。</p> <p>その他業務運営に関する重要事項として、労働安全衛生管理等に係るコンプライアンス体制の確立と徹底、ISO14001規格の遵守を通じた環境負荷の低減と環境保全の促進に努める。</p> <p>センターは、以上の取り組みを通じて、より高度な技術支援のプロフェッショナル集団となるとともに、鳥取県が推進する「知の地域づくり」の一翼を担う。</p> <p>I 中期計画の期間</p> <p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とする。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期計画</p> <p>基本的な考え方</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期中期計画期間においては、技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する技術支援を実施してきた。</p> <p>引き続き、第2期中期計画では、持続性のある安定した経済成長の実現を目指して策定された「<u>鳥取県経済成長戦略</u>」等の<u>県の重要な産業施策と連携し、エコカー関連産業、太陽光発電関連産業、バイオ・健康食品関連産業及びLED等次世代デバイス関連産業の振興や農工商連携による地域産業振興</u>などにおいて、<u>県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援、研究成果の移転や人材育成等、産業技術面での支援を行う。</u></p> <p>なお、事業実施に当たっては、労働安全衛生の管理や環境管理等の法令遵守を徹底し、技術支援業務と研究開発業務のバランスに留意しながら、中期計画の数値目標の達成と質的向上に向け計画的に実施するとともに「<u>県民への説明責任</u>」を果たすことに努める。</p> <p>さらに、センターは、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行いながら、以上の取り組みを通じて、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県産業振興の一翼を担う。</p> <p>I 中期計画の期間</p> <p>第2期中期計画の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とする。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>

第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p> <p>県内企業が「自立化・高付加価値化」を目指すに当たっての技術的課題を解決するための支援を引きつづき行うとともに、企業ニーズや市場動向等に応じた分野の研究開発を集中的に実施する。また県内には特に、中小零細事業者や伝統的な地場産業が多いという実情に鑑み、きめ細やかな現場重視型のサポート体制を確立する。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用）</p> <p>① 技術相談・現地指導</p> <p>a. 研究員の資質向上や新規採用等によって、より専門的な知識や技能を活かした支援に取り組み、中期計画期間中に26,000件の技術相談・現地指導に応じる。</p> <p>B. 中期計画期間中に延べ2,000社の製造業者を対象とした訪問調査や、全製造業者を対象とした2年毎のアンケート調査を行い、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術相談・現地指導を実施する。</p>	<p>1 技術支援等の機能の強化</p> <p>県内企業が、自立化、高収益化を目指して、新たな製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、センターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能を継続的に発揮する。</p> <p>なお、企業への支援サービスの実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも、技術支援の基礎となる研究開発や、技術支援と研究成果による新事業創出への支援、次世代の企業の発展に資する産業人材育成も継続的に進めるなど、<u>企業ニーズの動向に応じた重点分野の研究開発の集中的な実施と、技術支援等への経営資源の投入のバランスを考慮する。</u></p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援）</p> <p>企業ニーズの高い「技術支援（技術相談・現地支援、依頼試験、機器設備の開放）」について、技術的な課題が解決に至るまでの継続的な技術相談の実施、現場の生産ライン等での現地支援の実施、計画的な整備による機器の開放や依頼分析、研究成果の活用など県内企業の技術的課題に的確に対応できるものとする。</p> <p>①技術相談・現地支援</p> <p>県内の企業等からの技術相談に対して、センター職員の技術・ノウハウ等の専門的知識を活かした的確な対応に努め、中期計画期間中に26,000件を目標に技術相談に応じるとともに、必要に応じて職員が現地に出向き、企業現場でのよりきめ細かな支援を行う。</p> <p>②技術支援内容のデータベース化</p> <p>第1期中期目標期間から蓄積している技術支援内容について、技術支援データベース化に取り組む。</p> <p>③企業ニーズの調査</p> <p>技術支援等の実効性の検証を行うとともに、よりの確な支援を実施するため、製造業に関連する県内企業を対象として、質的視点を含めた2年毎のアンケート調査を行う。</p> <p>(2) 試験・分析（依頼試験・分析、機器設備開放）</p>

第1期中期計画

第2期中期計画（案）

② 依頼試験

- a. 県内の企業等が研究開発中の製品評価、生産中の製品の品質評価、さらにはユーザーのクレーム対策等に的確に対応できるよう、保有する分析・測定機器を常に国際基準を満たす状態に維持するとともに、試験を実施する職員の能力の向上に努める。
- b. 利用者の利便性向上のため、多様な試験メニューの設定や利用手続きの簡素化を行うとともに、試験結果の信頼性向上に努める。また、企業からの急な問い合わせに備えて時間外対応も可能な体制を整える。

③ 機器利用

- a. センター内の機器の高度化を図るとともに、研究員の巡回活動やホームページ等により機器利用の広報に努め、中期計画期間中に52,000時間の機器利用サービスを実施する。
- b. メール等による利用手続きの簡素化や利用料の後納を可能とするなど利便性の向上に努める。
- c. 企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の実現に向け、有害物質規制に対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、日本自転車振興会設備拡充補助金等も活用して計画的に導入する。
- d. 老朽化等により試験環境への悪影響が懸念される機器・設備等については計画的に更新・改修を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、不要となった機器・設備については適宜処分する。

(2) 研究開発

研究開発については、企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を的確に把握し、実用化・製品化を目指したシーズ・実用化研究を推進する。中期計画期間中に10件以上の企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。

① 依頼試験・分析

県内の企業等が行う研究開発、生産中の製品評価やユーザーのクレーム対策等に、的確に対応できるよう迅速かつ正確な試験を企業等の依頼により実施する。

② 機器設備の開放

県内の企業等が行う研究開発中の試作品、生産中の製品評価等に的確に対応できるよう、できるかぎり広く機器設備を開放することとし、中期計画期間中に52,000時間（又は件数記載）を目標に機器設備の開放を実施する。

ア 保有機器の高度化

企業ニーズや有害物質規制等の社会ニーズに対応した機器、企業の人材育成に不可欠な機器、従来未対応であった新規分野への支援に係る機器等を、国等の外部資金も活用して計画的に導入し、高度化を図る。

イ 保有機器の保守整備

保有する試験・分析・測定機器は、常に正常な状態で使用できるよう保守整備を実施する。老朽化等により試験分析精度等の確保が困難な機器については、更新・改修に努める。

③ 利便性の向上

サービス提供時間の拡大や技術スタッフの配置により、利用企業の利便性の向上を図る。

④ 他の技術支援機関との連携

他の技術支援機関と連携し、県内企業の利便性に配慮しながら試験・分析業務の効率化を図る。

(3) 研究開発

研究開発については、企業ニーズや県等の施策、市場動向等を的確に把握し、実用化・製品化を目指した研究を、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野について推進する。

また、企業等の要請に基づく受託研究や共同研究に積極

第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>① 研究テーマの設定と実施</p> <p>研究テーマの設定に当たっては、企業訪問やアンケート調査の結果に基づく企業ニーズや将来の需要見込み等を踏まえて、研究テーマの選択と重点化を図る。研究の実施に当たっては、研究計画の合理性、その達成状況の評価に基づき、人員、予算等の研究資源を配分する。</p> <p>② シーズ・実用化研究</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。</p> <p>a. 情報・電子応用技術に関する分野</p> <p>製造工程の効率化を目的とした、無線通信によるセンサーネットワーク技術の開発研究など、センサー応用技術やネットワーク関連技術を用いた、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野</p> <p>高級木材代替品の開発を目的とした、高温高压水</p>	<p>的に取り組む。</p> <p>テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行う。</p> <p>研究開発の成果については、知的財産権の取得や県内企業の新製品の開発や新規分野の開拓に資するよう活用に努める。</p> <p>① 研究テーマの設定と実施</p> <p>ア. 研究テーマの設定</p> <p>(ア) 研究テーマの設定に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握し、<u>短期的な技術移転や中長期的な事業展開に繋がる観点で、研究テーマの選択と重点化を図る。</u></p> <p>(イ) 企業等からの緊急の要請や社会情勢等の急激な変化に対して、年度中途であっても研究テーマの見直しや新たなテーマ設定をする等、柔軟に対応する。</p> <p>イ 研究の実施</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究や企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を次の分野について重点的に実施するとともに、県内企業との受託研究や共同研究に積極的に取り組む。</p> <p>② シーズ・実用化研究</p> <p>将来の実用化に繋がるシーズ研究と企業が求める技術の高度化や製品化に繋がる実用化研究を、次の分野について行う。</p> <p>a. 情報・電子応用技術に関する分野</p> <p>製造工程の効率化を目的としたネットワーク技術の開発研究、独自製品開発の基礎となる組み込み技術の開発研究など、各種製品の高付加価値化及び生産技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>b. 地域資源及び有機材料の高度利用技術に関する分野</p> <p>県産バイオマスの有効変換技術に関する研究などの地域</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>を用いた県産バイオマスの有効変換技術に関する研究など、農・林・水産物や伝統製品などの地域資源及び電気電子製品などに用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>c. 難削材加工技術及び高精度計測技術に関する分野</p> <p>耐熱合金製小径穴加工用ドリルの長寿命化を目的とした、難削材の超高速切削加工法に関する研究など、材料の特殊化や形状の複雑化が進む各種製品開発に対応するため、難削材加工技術及び高精度計測技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>d. 表面改質技術に関する分野</p> <p>パンチ金型の母材表面の耐久性向上を目的とした、複合コーティング皮膜による金型の耐久性向上に関する研究など、各種めっき技術や金属材料の熱処理技術の高度化及び金型の高品質化を目指した研究開発を行う。</p> <p>e. 地域資源活用食品に関する分野</p> <p>マグロの内臓廃棄物の食品化を目的とした、マグロ有効利用技術の開発に関する研究など、農・林・畜・水産物などの地域資源を活用した食品の開発及び高品質化を目的とした研究開発を行う。</p> <p>f. 実験動物・細胞を用いた評価技術に関する分野</p> <p>内臓脂肪の蓄積抑制に効果のある食品素材や応用食品の開発を目的とした、実験動物を用いた内臓脂肪の蓄積抑制に関する研究及び水産資源からのコラーゲンの抽出技術の確立などを目指した研究開発を行う。</p> <p>g. 発酵利用食品に関する分野</p> <p>フルーティで濃醇なとっとりブランド高級ワインの開発及び天然乳酸菌を活用した生もと清酒の開発に関する研究など、濃縮果汁最適調整法や天然微生物を活用した、とっとりブランドの清酒、ワイン、酢などの製品開発を行う。</p>	<p>資源を活用した研究及び電気・電子製品等に用いられる有機材料の高品質化・高付加価値化を目指した研究開発を行う。</p> <p>c. 県内産業の高付加価値化に資する製品デザイン技術に関する分野</p> <p>日本の成熟社会に適した価値創造の商品づくり・地域ブランド創出を目指した製品デザインの試作・研究開発を行う。</p> <p>d. 加工技術、計測技術及びシステム化技術の高度化に関する分野</p> <p>精密部品など的高付加価値部品の生産技術に関する研究など、形状の精密化、機能の高度化、生産性の向上が求められる各種製品開発に対応するため、精密加工技術、高精度計測技術及び高性能システム化技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>e. 無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術に関する分野</p> <p>金属等無機材料の高機能化のための表面改質等に関する研究や水力等を活用したエネルギーに関する研究、未利用資源の活用を図るためのリサイクルに関する研究など、無機材料の加工技術、エネルギー関連技術及びリサイクル技術の高度化を目指した研究開発を行う。</p> <p>f. 地域資源の活用食品に関する分野</p> <p>県内で生産される特徴ある農・林・畜・水産地域資源の高付加価値化を目指した食品の開発及び高品質化に関する研究開発を行う。</p> <p>g. 機能的食品・素材の高付加価値化に関する分野</p> <p>未利用資源・地域資源に含まれる機能的成分の探索や解析を行い、動物実験や細胞による評価技術を応用して機能的食品・素材の開発及び付加価値を向上させるための研究開発を行う。</p> <p>h. 発酵利用に関する分野</p> <p>酵母や麹菌など自然界から収集したり、バイオ技術を用</p>

第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>③ 研究評価</p> <p>研究評価は原則として、センター役職員による中間評価及び外部専門家とセンター役職員とで構成される研究評価委員会による年度末評価とする。中間評価と年度末評価においては、実用化や製品化の有無、外部資金や特許の取得件数、学術誌等への研究成果発表状況などを評価対象とする。評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p> <p>(4 知的財産権の戦略的な取得と活用)</p> <p>知的財産権の戦略的な取得を促進するため、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討し、中期計画期間中に9件以上の特許出願を行う。取得した権利はホームページや技術セミナーを通じて積極的に公開し、企業への技術移転に努める。なお、知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</p>	<p>いて育種した有用微生物を活用して、県産農産物や未利用資源を原材料とした新しい清酒、ワイン、酢などの研究開発や発酵技術の工業利用に関する研究開発を行う。</p> <p>③ 研究評価</p> <p>ア 実用化研究の評価は原則として、外部専門家で構成される「実用化研究評価委員会」による開始時評価、中間時評価、終了時評価とする。</p> <p>イ 共同研究、受託研究、シーズ研究の評価は原則として、センター役職員による開始時評価、中間時評価、終了時評価とするが、「実用化研究評価委員会」に報告することとし、評価の透明性を図る。</p> <p>ウ 実用化や製品化の有無等成果の活用、特許権等の取得件数、学術誌等への研究成果の発表状況なども評価対象とする。</p> <p>エ 評価結果に基づき、理事長が研究テーマの採択、研究資源の当初配分、研究継続の可否判定、次年度以降の研究資源の再配分等を行う。</p> <p>④ 研究成果の普及と技術移転の促進</p> <p>ア 研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えて検討を行い、知的財産権の戦略的な取得を図り、研究成果を保護するために中期計画期間中に10件を目標に特許を出願する。</p> <p>イ 中期計画期間中に11件を目標に企業への技術移転や製品化に繋がる成果を達成する。</p> <p>⑤ 知的財産権の戦略的な取得と活用</p> <p>研究開発等から派生した知的財産権を企業の研究や事業活動に効率的に活用できるよう技術支援を行う。</p> <p>⑥ 知的財産権に関する関係機関との連携</p> <p>知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携する。</p> <p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、起業化支援室</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>① 研究開発に係る場の提供と技術支援</p> <p>鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を最大限に活用し、県内で新規事業の立ち上げを目指す事業者等を研究施設や技術支援等の面から強力でバックアップする。また、事業者の要望に応じて起業化支援室等のインフラ整備を行う。</p> <p>② 技術講習会等を通じた支援</p> <p>研究成果の技術移転や新技術等の情報提供などを目的とした技術講習会・セミナー、研究発表会等を中期計画期間中に20回開催する。また、各種団体が行うイベント等にも積極的に出展し、技術移転等に努める。</p> <p>(5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化)</p> <p>企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援するため、鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化する。また、県内の農林水産物や伝統工芸品などの地域資源を活かした「地域ブランド育成」に対する技術支援を行うため、県内の農林水産分野の公設試験研究機関、流通・金融業界等との連携を強化する。</p> <p>④ 補助金・融資等に係る情報の提供</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に対して、産学金官の連携先である鳥取県商工労働部、鳥取県産業振興機構等の産業支援機関が有する情報を提供する。</p>	<p>等の研究開発の場を提供する。また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、企業の製品開発などを支援する。</p> <p>なお、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発への支援を強化し、特に、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、鳥取ブランドの全国展開に繋がりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組む。</p> <p>①場の提供</p> <p>企業の研究開発に係る場の提供と技術支援を行うため、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等を活用する。</p> <p>②成果普及・技術情報の提供</p> <p>研究成果の普及、技術移転、新技術、産業動向等の情報提供を行うため、技術講習会・セミナー、研究発表会、研究会等を中期計画期間中に22回を目標に開催する。</p> <p>③県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化</p> <p>鳥取県デザイナー協会等との連携及び市場動向等の情報収集力を強化し、企業における市場競争力を有する製品開発を商品企画段階から支援する。</p> <p>④新規事業の立ち上げに関する関係機関との連携</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組む。</p> <p>(5) 積極的な広報活動</p> <p>①各種広報媒体等の活用等による技術情報の提供</p> <p>ア 刊行物やホームページ等の各種広報媒体を活用し、研究成果や技術情報、センターの事業内容等の情報を提供する。</p> <p>イ 産業支援機関の関連情報の提供や関係機関への紹介を行う。</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>③ 各種広報媒体等を利用した技術情報の提供</p> <p>刊行物やホームページ等の広報媒体を活用し、最新の研究成果や技術情報、センターが提供するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等と連携して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。</p> <p>((2) 広報活動の充実)</p> <p>センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、中期計画期間中に70件のプレスリリースを行うとともに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動を展開する。</p> <p>2 実践的産業人材の戦略的育成</p> <p>(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施</p> <p>国内外の技術動向に即応するための、ものづくり分野における基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等を実施する。</p> <p>① 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業:産学金官が連携して、県内に集積する液晶関連産業における製造中核技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>② 組込システム開発人材育成事業:デジタル家電等に搭載する組込ソフトウェアの開発技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>③ 次世代ものづくり人材育成事業</p> <p>高い精度の加工技術が要求される、家電、自動車産業等の基盤技術である金属加工業において、ものづくり技術の高度化に対応できる若手技術者を中期計画期間中に40名育成する。</p> <p>④ 戦略的商品開発支援事業:市場ニーズに基づいた製品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を中期計画期間中に40名育成する。</p>	<p>②広報活動の充実</p> <p>ア センター利用実績のない企業や新たに進出した企業等に対して、センターのサービス内容の周知や利用の拡大を図るため、ホームページや各種媒体を積極的に活用してセンターのサービス内容等の広報活動を展開する。</p> <p>イ 研究成果については、企業等に活用されるよう、学術誌等による研究成果の発表やセンター研究報告、ホームページなどを通じて公開する。</p> <p>ウ 県内の企業、県民に対し、センターの活動内容を周知するため、中期計画期間中に77件を目標にプレスリリースを行う。</p> <p>2 ものづくり人材の育成</p> <p>センターの研究開発成果やこれまで培ってきた人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における高度専門人材育成など、技術の高度化に対応できる人材育成に取り組むとともに、国内外の技術動向に即応して企業の研究開発を進められる実践的な技術者の育成、また大学等からの研修生の積極的受入れに取り組む。</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>また、企業や大学等から研修生を積極的に受け入れるとともに、企業からの要請に応じた現地指導等を通じて実践的産業人材を育成する。</p> <p>(2) 産業人材育成戦略の策定</p> <p>企業ニーズ、市場動向、国の第3期科学技術基本計画等を踏まえ、かつセンターの有する技術支援や研究開発、起業化支援等の機能を総合的に活かした「産業人材育成戦略」を策定する。</p> <p>3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>県内に集積する電子部品・デバイス、情報通信機器製造業や食品関連産業の国内外における競争力の向上、付加価値の高い事業等の創出のため、人材育成や研究開発を実施する。</p> <p>(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野</p> <p>「液晶ディスプレイ製造中核人材育成事業」における「液晶製造技術課程」の教材開発、及び電子産業クラスタープロジェクトの成果に基づいて県内企業が取り組む事業化に対する技術的支援を行う。</p> <p>(2) 食品関連分野</p> <p>「都市エリア産学官連携推進事業」に参画し、「ヒト人工染色体技術を利用した機能性評価技術の開発」や「水産資源からの機能性食品素材・食品の開発」に関する研究の実施、及び「食品開発と健康に関する研究会」による「健康」をキーワードにした食品開発に対する支援を行う。</p> <p>(2) 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化</p> <p>企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。</p>	<p>3 産学金官連携の推進</p> <p>① 企業における市場動向を踏まえた製品化、事業化を支援するため、民間企業、大学、金融機関及び行政機関などからなる産学金官連携に際しては、センターも技術面におけるコーディネート機能を向上させて積極的な役割を果たす。</p> <p>② 国内外の大学、研究機関等の連携を図り、新規事業を目指す企業に効率的な技術支援を提供するためにコーディネート機能を強化する。</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成</p> <p>(1) 組織運営の改善</p> <p>理事長は役職員一体となった運営体制を構築するとともに、リーダーシップを発揮できる仕組みをつくり、意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。また、組織体制を継続的に見直しながら、社会経済状況や企業ニーズなどセンターを取り巻く諸情勢の変化に戦略的かつ弾</p>	<p>③ センター主導による各種事業や研究会を展開するとともに、新たな技術開発に係る産学金官連携のコーディネート機能を発揮する。</p> <p>④ 鳥取・米子・境港の3施設の連携を基軸として、センターの持つ強みを発揮した共同研究を主導的に推進するなど、農林水産分野や環境関連分野など異分野の連携を強化する。</p> <p>⑤ 知的財産権の取得及び活用を効率的かつ効果的に図るため、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化する。</p> <p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、自立性・機動性・透明性の高い業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うとともに、職員の能力や意欲の向上に繋がる取組みを推進する。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営</p> <p>理事長のリーダーシップのもと、企業ニーズに基づく、より高度なサービスを提供するため、センターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応できる機動性・効率性の高い組織・運営体制を確立するとともに、業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定を行う。</p> <p>また、技術支援の効果的な展開、共同研究の実施、外部競争的資金の獲得や高度産業人材育成など企業への技術支援等が円滑に行われるよう、産学金官連携のコーディネート機能を充実するとともに、県内企業への支援を拡大するため、広報機能の充実を図る。</p> <p>①組織運営の改善</p> <p>ア 社会経済状況や企業ニーズの変化に、限られた経営資源(人材、資金)の中で弾力的に対応できるよう、組織体制の改善・整備など継続的な見直しを行う。</p> <p>イ 企業が求めるサービス等、企業ニーズの的確な把握に努め、より適切な技術支援を実施するため、中期計画</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>力的に対応する。さらに、必要に応じて分野横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、人材・資金等の経営資源の重点的投入を行う。</p> <p>(3) 職員の資質向上と人材育成</p> <p>職員の資質向上を図るため、各種研修会への参加及び公設試験研究機関・民間企業等への派遣を計画的に実施する。職員の能力開発を計画的に推進するため、若手研究員の指導、外部機関との交流、企業現場や企業との研究開発に対応できる研究者の育成等に重点をおいた「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター人材育成プログラム」を策定する。なお、全国公募等により優秀な人材の確保に努める。</p> <p>3 独自の業績評価システムの確立</p> <p>役員については成果主義に基づく給与体系を構築し、地方独立行政法人評価委員会による業績評価結果をその報酬(退職手当を含む。)に反映させる。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映させる。</p> <p>職員については、その意欲向上と能力開発に繋がる、公正で透明性の高い「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準」を策定して個人業績評価を行い、その</p>	<p>期間中に製造業者延べ2,000社を目標に訪問調査を実施する。</p> <p>②効率的な意思決定</p> <p>ア センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進を行うため、役員会及び幹部会、運営会議等の内部会議を定期的を開催する。</p> <p>イ 公正で効率的な意思決定を行うため、部局横断的な専門家チーム、専門委員会を組織する。</p> <p>2 職員の能力開発</p> <p>企業への技術支援能力や研究開発能力の向上のため、大学等への長期派遣研修や各種研修会への参加等を推進するとともに、資格の取得を奨励し、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成する。</p> <p>また、職員の業務実績については、処遇に適切に反映されるよう、客観的な業務実績評価を行う。役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映させる。</p> <p>① 計画的な職員の能力開発</p> <p>ア 大学、研究機関、行政機関、民間企業等へ職員を長期派遣し、職員のより一層の技術支援能力、研究開発能力、業務運営能力、組織管理能力の向上に資する。</p> <p>イ 研究成果の学会発表、その他各種団体が実施する技術講習会・セミナーに参加し、研究開発能力の向上を図る。</p> <p>ウ 業務に必要な資格や学位の取得などを奨励し、職員の資質向上に努める。</p> <p>② 独自システムによる業績評価の実施</p> <p>ア 職員の適性や能力についての認識を深め、自己研鑽に繋げることを目的として、職員の業務への取組状況や業務実績などを客観的な基準に基づく、公正で透明性の高い業績評価を実施し、また、制度の改善を図る。</p> <p>イ 職員の業務実績評価の結果に基づき、昇給、勤勉手当の成率等職員の処遇や人事配置に適正に反映する。</p>

第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>結果を処遇に反映させる。</p>	<p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制 ものづくり分野の技術支援機関としての使命を果たすことが出来る経営基盤を確立するため、自己収入の確保や業務運営の効率化に基づく経費削減などを図る。</p> <p>① 外部資金その他自己収入の確保</p> <p>ア 機器設備・施設の開放、依頼試験の利用状況、企業ニーズに基づく機器設備・試験のメニューの統廃合、新設などの利用者へのサービスの向上を図る。また、利用者への積極的な情報提供を行うとともに、適切な料金の設定を行って事業収入の確保に努める。</p> <p>イ 企業や大学等との連携により、科学研究費補助金等の競争的資金を獲得するなど、中期計画期間中に9件を目標に外部資金を活用し、運営費交付金以外の収入の確保に努める。</p> <p>ウ 県内の企業等との共同研究、受託研究を推進する。</p> <p>エ 研究機器等の整備に当たっては、国、その他の補助制度の活用により自己財源の負担をできるだけ軽減し、効率的なセンター機能の充実に努める。</p> <p>オ 特許権等の活用を図るため、特許権実施許諾契約の締結に努め、実施料等の収入の確保に努める。なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関連法令等に基づいて設定したルールを遵守する。</p> <p>② 業務運営の効率化・経費抑制</p> <p>ア 効率的かつ迅速に業務を行うため事務手続きの簡素化等を進め、業務の効率化、迅速化を図り、併せて職員の負担軽減に努める。</p> <p>イ 限られた経営資源（人材、資金）を有効かつ効率的に活用するため、業務内容や費用の効率性の点検を行い、施設管理、外部委託等の業務内容の見直しにより経費の抑制に努める。</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 外部資金その他自己収入の確保</p> <p>産学金官との連携により、中期計画期間中に8件以上の競争的資金等の外部資金の獲得に努めるほか、試験機器・</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して実施する業務については、「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行う。</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>施設の開放をより積極的に推進すること等により、運営費交付金以外の収入の確保に努める。ただし、機器・施設利用料金の設定に当たっては、地方独立行政法人化以前と同様、導入機器の減価償却費、利用者の意見等を踏まえて、利用者に過大な負担とならないよう努める。</p> <p>なお、知的財産権の実施に伴う実施料収入額に係るセンターと職員間における配分額については、職員の研究開発意欲の向上などの観点から踏まえ、1:1とする。</p> <p>2 経費の抑制</p> <p>管理業務をはじめとして、事務処理の簡素化を推進するとともに、業務の電子化、施設・スペース管理の適正化、外部委託の検討など、業務運営の効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施する。こうした努力を通じて、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時的経費及び人件費を除く。)については、利用企業等に対するサービスを低下させることなく、中期計画期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行う。</p> <p>3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙1~3を参照</p> <p>4 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 325百万円</p> <p>(2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生により、急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。</p> <p>5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の</p>	<p>なお、運営費交付金を充当して実施する業務に要する予算措置(臨時的経費及び人件費を除く。)については、無駄な経費の削減を行うとともに、業務に応じたインセンティブを確保して財務内容の改善に資するよう努める。</p> <p>1 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算(人件費の見積もりを含む。) <p>平成23年度~平成26年度 予算</p> ● 収支計画 <p>平成23年度~平成26年度 収支計画</p> ● 資金計画 <p>平成23年度~平成26年度 資金計画</p> <p>2 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 短期借入金の限度額 325百万円</p> <p>(2) 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延や事故等の発生により、急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。</p> <p>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>なし</p> <p>4 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守</p> <p>センター職員は、法令の遵守はもとより、地方公務員であることから、全体の奉仕者としての自覚に立ち、常に中立性と公平性に配慮して、県民から疑念や不信を抱かれることのないようにする。また、法令遵守等について職員に対する研修を計画的・継続的に実施するとともに、それを保証する組織体制を整備する。</p> <p>(4) 職員への社会貢献意識の徹底</p> <p>職員への社会貢献意識の醸成を図り、地域の奉仕活動などへの積極的な参加を促す。また、地域のイベント等と連携して県民向けにセンターを一般に公開するなどの取り組みを進める。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底</p> <p>企業からの技術相談や研究開発の依頼等を通じて職務上知り得た秘密事項については、法令等の規定を遵守した情報管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう、鳥取県情報システム管理要綱に準じて確実な防止対策を講じる。</p> <p>センターの事業内容や組織運営状況については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底</p> <p>職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従</p>	<p>充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献</p> <p>公的試験研究機関としての使命を果たすため、職務執行に関する中立性と公平性を確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めるとともに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努める。</p> <p>また、法令遵守等に関して、確実な実施に向けた組織体制の整備を行う。</p> <p>① センター職員は、職務の中立性と公平性を常に確保するため、地方公務員法を始めとする関連法令を遵守する。</p> <p>② 職員の行動規範と社会的規範を確立するため、内部規律の策定、研究倫理調査委員会によるチェック等を行う。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底</p> <p>個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図る。また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開し、運営の透明化を図る。</p> <p>① 企業等からの技術相談や企業への技術支援を通じて知り得た情報の守秘義務及び管理を徹底するとともに、鳥取県情報システム管理要綱に準じて、情報システム、電子媒体等を通じた情報漏洩を防止する。</p> <p>② センターの事業内容や組織運営状況については、業務運営の透明性が確保されるよう、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページなどを通じて適切に情報を公開する。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底</p> <p>職場環境の整備に当たっては、職員が安全で快適な職場</p>

第1期中期計画	第2期中期計画(案)
<p>事できるよう十分に配慮するとともに、センター安全衛生委員会を設置して職員の安全及び健康の確保のための対策を講ずる。さらに、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制を徹底するため、平成18年度に実施した労働安全衛生管理調査結果に基づき、中期計画期間中に労働安全衛生管理基準を満たした整備を行うとともに、安全衛生管理規程や防災マニュアル等により職員に対する安全教育を実施する。</p>	<p>環境において業務に従事できるよう十分に配慮するとともに、規程の整備や安全に関する研修等を通じ、職員の意識向上を図る。</p> <p>① 各専門分野の職員からの意見等に基づいた適切な管理運営体制が構築できるよう、センター安全衛生委員会を定期的に開催する。</p> <p>② 安全衛生に関する適切な措置を行うことができるよう、衛生推進者や作業主任者の配置や産業医の選任などを行う。</p>
<p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p>	<p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p>
<p>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進</p> <p>グリーンマーク商品やエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努める。なお廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等関係法令に従い適切に行う。</p>	<p>グリーンマークやエコマーク商品の購入及び再生紙の利用など、省エネルギーやリサイクルの促進に努めるとともに、予め定めた環境目標の達成に向けた継続的な見直しを実施し、取得済みのISO14001規格を遵守した業務運営を行う。</p>
<p>(2) 環境マネジメントの着実な実施</p> <p>鳥取・米子施設では取得済みのISO14001規格を遵守した運営に努めるとともに、境港施設では中期計画期間中に新たにISO14001の取得を行う。また、環境負荷の低減に向けた環境マネジメントシステムを全施設で確立する。</p>	
<p>3 情報の共有化の徹底</p> <p>業務運営に際しては、グループウェア、テレビ会議システム等を活用して、鳥取・米子・境港3施設における情報の共有化を徹底する。また、役員会・幹部会議等を定期的に行い、センターの方針や業務内容等に関して役職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定と業務推進に努める。</p>	
<p>VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>	<p>VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>
<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性及び老朽化等を考慮して、それらの整備・改修を計画的に実施する</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>センター機能の維持、向上のため、施設及び設備の計画的な整備を行う。なお、企業ニーズの変化や技術の進展等に伴って適宜見直す。</p>

第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 業務運営の効率化を図るため、保有車両をリース車両に切り換えることとし、小型乗用車2台及び軽自動車2台を譲渡する。</p> <p>3 人事に関する計画</p> <p>(1) 基本的な方針 企業ニーズに対応できる専門性の高い人材の確保に努め、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人事に関する指標等 運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を図る。また研究員の採用については、公正で透明性の高い公募システムにより行うとともに、任期付職員の身分も含めた雇用形態の多様化を図る。さらに、センタ</p>	<p>(1) 各施設において、業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設、設備の必要性や老朽化等を考慮して、それらの整備・改修・更新を計画的に進める。</p> <p>(2) 当該計画に沿って、目的積立金及び鳥取県からの運営費補助金を活用するなど、計画的に整備・改修する。</p> <p>(3) 施設の有効利用や利用者の安全性の確保などに資するよう、老朽化等により不要となった機器・設備については適宜処分する。</p> <p>(4) 相当の老朽化が進んでいる食品開発研究所（境港施設）をはじめ、機械素材研究所（米子施設）、電子・有機素材研究所（鳥取施設）を含めて、今後を見据えた抜本的な整備計画の検討に着手し、今中期計画期間中に整備方法の在り方を取りまとめる。</p> <p>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現時点における具体的な譲渡等の計画はなし。なお、出資財産である鳥取、米子、境港の各施設について、施設の老朽化等に伴う技術支援、研究開発、新規事業支援等の機能への影響について、センターにおいて計画を策定する。</p> <p>3 人事に関する計画 技術支援等の研究員・スタッフの確保や長期派遣研修等への参加によるセンターの機能の確保・向上や効率的な人員配置を行う。</p> <p>(1) 基本的な方針 ア 研究員の全国公募による採用や職員OBの確保など、専門性の高い、企業ニーズの多様な技術課題に柔軟に対応可能な人材を育成・確保する。 イ 企業での経験を有する技術スタッフの任用など、人員・人件費の適切な管理、効果的かつ効率的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人事に関する指標等 ア 必要に応じて目的積立金の積立てやその効率的な活用など、運営費交付金として交付される職員人件費相当額の効率的な運用を行う。 イ 常勤職員については、人員の効率的な配置を行い、地</p>

第1期中期計画	第2期中期計画（案）
<p>一の業務を適切に遂行できる人材を計画的に育成・確保するため、研究機関、大学、鳥取県等との交流を推進する。</p>	<p>方独立行政法人への移行時の職員数を超過しないようにする。</p> <p>移行時の職員数 49人(研修派遣を除く職員)</p>

中期計画の数値目標、実績等

区分		数値目標 (中期計画期間)	今期				合計	次期 数値目標
			H19	H20	H21	H22 (12月末までの実績)		
1	技術相談 (件)	26,000	8,557	9,455	11,016	7,639	36,667	26,000
2	企業訪問 (件)	2,000	714	798	787	638	2,937	2,000
3	機器利用 (時間)	52,000	34,096	28,428	35,831	30,776	129,131	52,000
4	技術移転 (件)	10	5	5	8	1	19	11
5	技術講習会 (件)	20	18	22	22	15	77	22
6	(液晶人材～戦略的商品開発) 特許出願 (人)	160	50	106	100	49	305	-
7	資料提供 (件)	9	3	5	8	4	20	10
8	外部資金 (件)	70	38	40	54	35	167	77
9	外部資金 (件)	8	9	9	14	6	38	9

H23年度 評価委員会業務及びスケジュール 素案

項目	H22事業年度に係る業績評価	第1期中期目標に係る業績評価	第2期中期目標期間の評価方法の検討
2月		○評価委員会開催(中期計画への意見聴取) ・中期計画提出(センター→県) ・中期計画の認可(県)	
3月			
4月			
5月		○評価委員会開催(新委員へセンター概要、評価委員会の業務、 現行評価方法について説明、施設見学 等)	
6月		(センター報告書提出) (センター報告書提出)	
7月		○評価委員会開催(センターヒアリング等) ↓ 評価作業	※事前の検討作業 ↓
8月		○評価委員会開催(結果とりまとめ、評価決定) ↓ 評価作業 議会報告	
9月		議会報告	
10月			○評価委員会開催(評価方法の検討) ・評価基準(評価項目、ウエイト配分等)の検討 ・評価手順の検討 など ↓
11月			※以降、継続審議の必要 ↓
12月			
1月			
2月			
3月			
備考	・現行評価基準で、評価を実施		・新評価基準で、H23年度以降の業績評価を実施。